

昨年度のリスク評価結果を踏まえた 特化則等の改正について

－ナフタレン, リフラクトリーセラミックファイバー－

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課
化学物質評価室長 角田 伸二

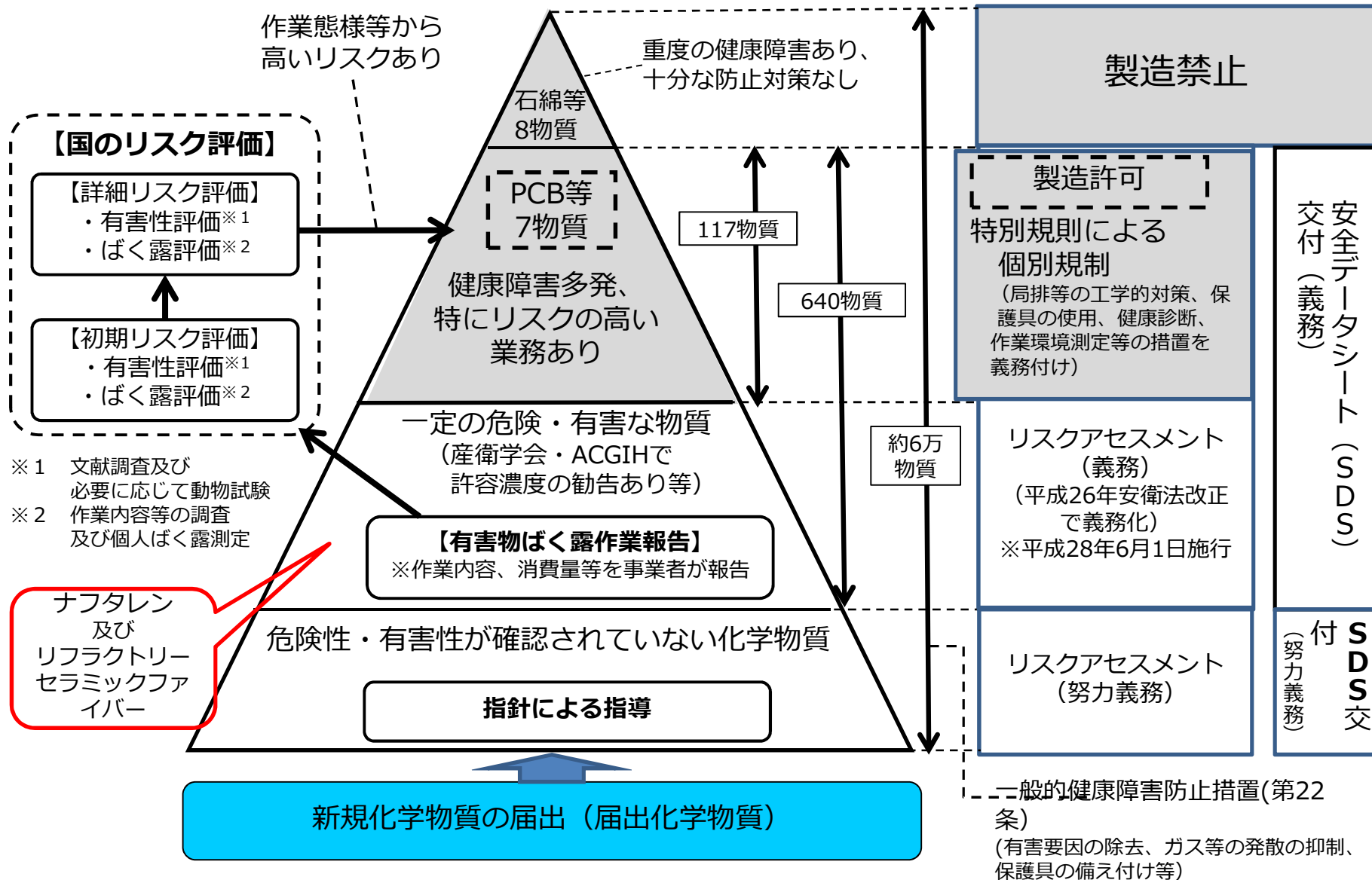
説明の内容

1. リスク評価の仕組み
2. これまでの経過
3. 法令改正の概要

1. リスク評価の仕組み

労働安全衛生関係法令における主な化学物質管理の体系

規制の程度



化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価制度について

リスク評価対象物質の選定

労働者への重篤な有害性が指摘され、又は健康障害防止措置の導入が求められる物質等を広く募り、国の検討会で選定。選定物質は、**有害物ばく露作業報告**（労働安全衛生規則第95条の6）により（取扱量：500kg以上の）事業場数、作業実態等の報告が義務付けられる。

有害物ばく露作業報告

国によるリスク評価

ばく露実態調査

高いリスクが推定される事業場で、物質用途、作業実態の把握、**個人ばく露測定**等を実施。

有害性情報の収集

主要検索サイト及び評価機関の評価資料等から、対象物質の物性、**有害性の情報**を収集。

ばく露評価

個人ばく露測定結果等から**ばく露濃度値、ばく露実態**を算定。

有害性評価

有害性情報をもとに有害性評価を行い、**評価値（ばく露限界値）**を設定。

リスク評価

ばく露濃度値と評価値を比較し、**リスクを判定**。

また、問題となるリスクが確認された場合には、その**要因を分析**。

この結果を踏まえ、**健康障害防止対策の必要性を判断**。

※必要に応じて詳細評価も実施

健康障害防止対策の決定

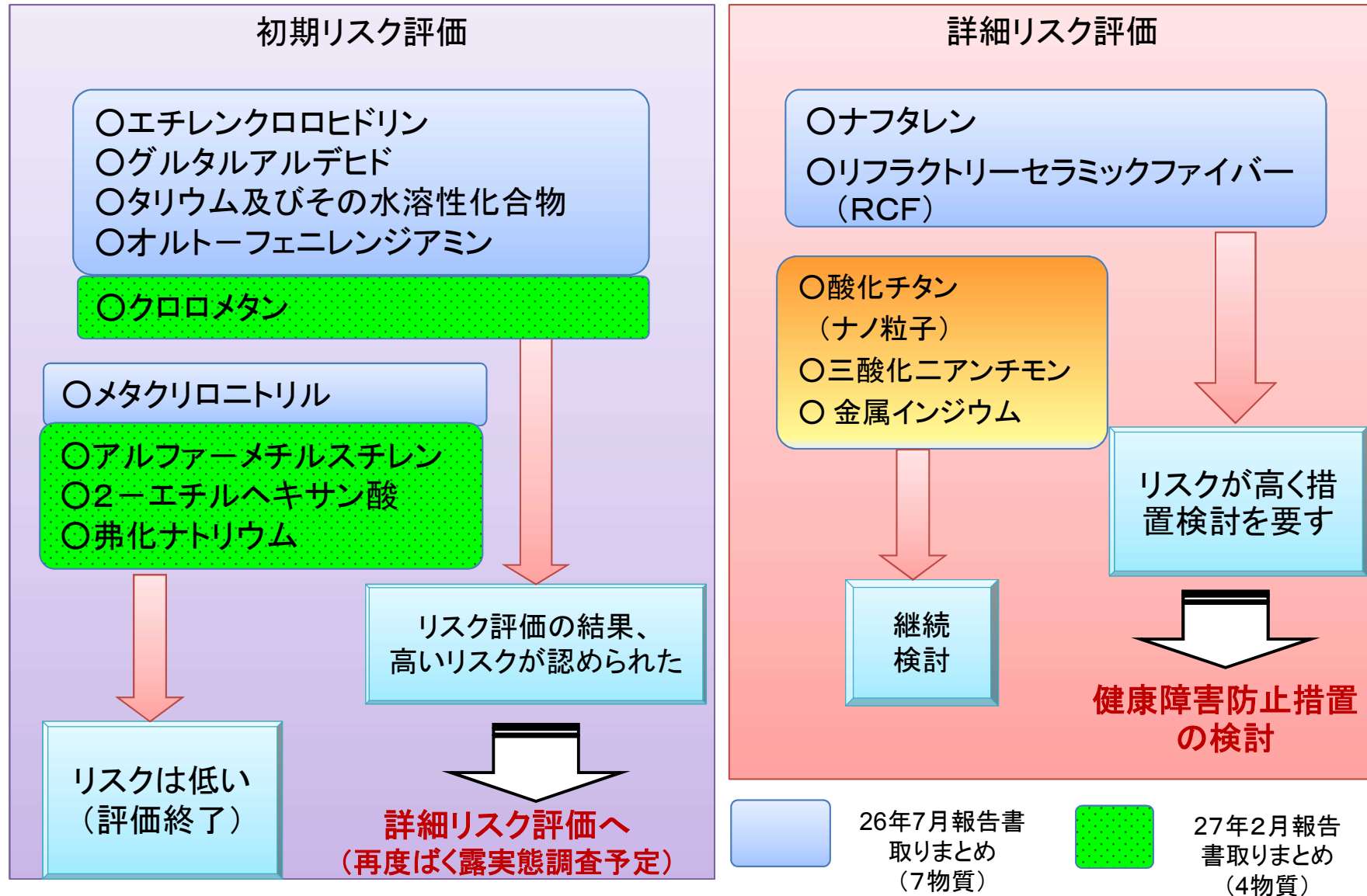
対策が必要と判断された物質については、リスク評価結果をもとに、最適な**健康障害防止措置**（措置例は下記のとおり）を検討するとともに、当該措置の**規制化の要否**、措置導入に際し必要な技術的事項の検討をおこない、オーダーメイドの対策を決定する。

措置例 作業主任者の選任、 局所排気装置等の設置、 作業環境測定の実施、 特殊健康診断の実施等

2. これまでの経過

	ナフタレン	リフラクトリーセラミックファイバー
リスク評価対象物質として選定	平成20年8月 (リスク評価検討会)	平成21年9月 (企画検討会)
ばく露作業報告対象物質として告示	平成20年11月 (調査期間：平成19年度)	平成21年12月 (調査期間：平成22年)
ばく露作業報告提出	平成21年3月	平成23年3月
ばく露実態調査	平成24年度 平成25年度	平成24年度 平成25年度
リスク評価報告書とりまとめ	平成25年5月 (初期評価) 平成26年7月 (詳細評価)	平成25年7月 (初期評価) 平成26年7月 (詳細評価)
措置検討会報告書とりまとめ	平成27年2月	平成27年2月
政省令改正	公布：平成27年8月 (政令) 9月 (省令) 施行：平成27年11月	同左

リスク評価結果について(平成26年度報告分)



ナフタレンのリスク評価及び措置検討結果

- 発がん性等の有害性を有するナフタレンを含む製剤等の製造・取扱い業務については、労働者の健康障害のリスクは高いとの評価。

⇒ **ばく露リスク低減のための健康障害防止措置が必要。**

対象物質の性質等

物質名	事業場数、作業数*1	用途の例	性状と有害性
ナフタレン	152事業場 505作業	染料中間物、合成樹脂、爆薬、防虫剤、有機顔料、テトラリン、デカリン、ナフチルアミン、無水フタル酸、滅菌剤等、燃料、色素(塗料・顔料)	- 特徴的な臭気のある白色固体 - 融点 80℃、蒸気圧 :11 Pa (20℃) - IARC*2による発がん性分類 2B(ヒトに対する発がんの可能性はある)

リスク評価結果

評価値*3を10 ppm (52 mg/m³) に設定し、リスク評価を実施

⇒ 17.3 ppmと評価値を超えるばく露 (※ ばく露濃度測定の結果、ナフタレンを含有する製剤の包装・充填作業において比較的高いばく露が確認された。原料投入、清掃等他の作業も含む全データにより得られた区間推定値*4を高いリスクと判定。)

※ 「化学物質のリスク評価検討会」

必要な措置の検討結果

ナフタレン及びナフタレンを含む製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業については、リスク評価の結果を踏まえ、健康障害を防止するため、特定化学物質障害予防規則の特定第2類物質と同様に、作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要である。また、ヒトに対する発がんのおそれがあることから、作業の記録の保存(30年間)等が必要となる特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。

*1 有害物ばく露作業報告のあった数(対象物質の取扱量が500kg以上) ※ 「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」

*2 IARC: 国際がん研究機関の略称。2B以外の分類は、以下のとおり。

1(発がん性がある)、2A(恐らく発がん性がある)、3(発がん性について分類できない)、4(恐らく発がん性はない)

*3 評価値: 労働者が勤労生涯を通じて毎日、当該物質にばく露した場合にも、当該ばく露に起因して労働者が健康に悪影響を受けることはないであろうと推測される濃度であり、日本産業衛生学会が勧告している許容濃度又は米国産業衛生専門家会議(ACGIH)が勧告しているばく露限界値等から決定される。(ppm: 微少濃度を表す単位で100万分の1)

*4 区間推定値: ばく露濃度実測値のばらつきを考慮して統計学的推計方法により算出した値で、信頼率90%の上側5%の値

リフラクトリーセラミックファイバーのリスク評価及び措置検討結果

- 発がん性等の有害性を有するリフラクトリーセラミックファイバー（RCF）を含む製剤等の製造・取り扱い業務については、労働者の健康障害のリスクは高いとの評価。

⇒ **ばく露リスク低減のための健康障害防止措置が必要。**

対象物質の性質等

物質名	事業場数、作業数*1	用途の例	性状と有害性
リフラクトリーセラミックファイバー	398事業場 850作業	炉のライニング材、防火壁保護材、高温用ガスケット・シール材、タービン、絶縁保護材、炉の絶縁材、熱遮蔽板、耐熱材 等	・無臭の繊維状の固体 ・平均繊維径：2～4 μm ・不燃性 ・溶解性：水、有機溶剤に不溶 ・IARC*2による発がん性分類 2B（ヒトに対する発がんの可能性はある）

リスク評価結果

評価値*3を0.2 f/cm³に設定し、リスク評価を実施

⇒ 1.84 f/cm³と評価値を超えるばく露（※ ばく露濃度測定の結果、ばく露作業報告のあった主な作業のほぼ全ての作業において、高いばく露が確認された。）

※ 「化学物質のリスク評価検討会」

必要な措置の検討結果

RCF及びRCFを含む製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業については、リスク評価の結果を踏まえ、健康障害を防止するため、特定化学物質障害予防規則の管理第2類物質と同様の措置を講じることが必要である。また、ヒトに対する発がんのおそれがあることから、作業の記録の保存（30年間）等が必要となる特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。

さらに、RCFを断熱材等として用いた設備等の施工・補修・解体等の作業については、短期間の作業である場合が多い反面、作業の性質上、発じんのおそれが高いため、発散抑制措置等による作業場の管理を基本としつつ、呼吸用保護具の着用を義務付けるなどのばく露防止措置、また、湿潤化等による作業場外への飛散防止措置の規制化が必要である。

*1 有害物ばく露作業報告のあった数（対象物質の取扱量が500kg以上） ※ 「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」

*2 IARC：国際がん研究機関の略称。2B以外の分類は、以下のとおり。

1（発がん性がある）、2A（恐らく発がん性がある）、3（発がん性について分類できない）、4（恐らく発がん性はない）

*3 評価値：労働者が勤労生涯を通じて毎日、当該物質にばく露した場合にも、当該ばく露に起因して労働者が健康に悪影響を受けることはないであろうと推測される濃度であり、日本産業衛生学会が勧告している許容濃度又は米国産業衛生専門家会議（ACGIH）が勧告しているばく露限界値等から決定される。（f/cm³：空気1cm³当たりの繊維数）

3. 法令改正の概要

今回の改正の関係法令

政令（平成27年 8 月12日公布、平成27年11月1日施行）

- 労働安全衛生法施行令（安衛令）

省令（平成27年 9 月17日公布、平成27年11月1日施行）

- 労働安全衛生規則（安衛則）
- 特定化学物質障害予防規則（特化則） 等

※その他、関係する告示（作業環境測定基準、作業環境評価基準、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能、作業環境測定士規程）を平成27年9月30日に改正

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正の概要 ①

改正の趣旨

ナフタレンについて、国が行う「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」を行ったところ、リスクが高く規制が必要であるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

主要な措置は下記のとおり。

政令	◆ 特定化学物質（第2類物質）に追加 ➢ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け ◆ 名称等を表示すべき有害物として追加 ◆ 配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加 等
特化則	◆ 物質の類型として、「特定化学物質（第2類物質）」のうち、「特定第2類物質」に追加 特化則の適用となる業務から、「①液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備（密閉式の構造のものに限る。②において同じ。）から試料を採取する業務」、「②液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）」、「③ 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務（①及び②に掲げる業務を除く。）」を適用除外 ➢ 局所排気装置の設置、容器の使用、作業・貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、漏洩の防止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け等の義務付け ◆ 作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆ 特殊健康診断（配置転換後のものを含む。）の項目を設定 ◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け（＝「特別管理物質」に追加） 等

施行期日等

- ・ 平成27年11月1日施行 ※ ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正の概要 ②

改正の趣旨

リフラクトリーセラミックファイバー（ＲＣＦ）について、国が行う「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」を行ったところ、リスクが高く規制が必要であるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

主要な措置は下記のとおり。

政令	◆ 特定化学物質（第２類物質）に追加 ➤ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け ◆ 名称等を表示すべき有害物として追加 ◆ 配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加	等
特化則	◆ 物質の類型として、「特定化学物質（第２類物質）」のうち、「管理第２類物質」に追加 特化則の適用となる業務から、「ＲＣＦ等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のＲＣＦ等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）」を適用除外 ➤ 局所排気装置の設置、容器の使用、作業・貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け等の義務付け ◆ 作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆ 特殊健康診断（配置転換後のものを含む。）の項目を設定 ◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け（＝「特別管理物質」に追加） ◆ 特にＲＣＦ等を窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる作業又はＲＣＦ等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の補修、解体、破砕等の作業は発じんのおそれが高いため、有効な呼吸用保護具の使用、作業場所からの飛散防止等を義務付け	等

施行期日等

- ・ 平成２７年１１月１日施行
- ※ ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

今回の改正の概要（ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバー）

（分類） **特定化学物質 第2類物質、特別管理物質、表示対象物質、SDS交付対象物質**

【主な規制】（ ）内は関連規定。下線部は今回改正

- 容器・包装への表示（安衛法第57条、安衛令第18条、安衛則第30条、同別表第2）
- SDSの交付（安衛法第57条の2、安衛令第18条の2、同別表第9、安衛則第34条の2、同別表第2の2）
- 発散抑制措置（局所排気装置の設置等）（特化則第4条、第5条等）
- 局所排気装置の性能（特化則第7条、性能に関する告示）
ナフタレン 10ppm、リフラクトリーセラミックファイバー(5μm以上の繊維) 0.3本/cm³
- 作業主任者の選任（安衛法第14条、安衛令第6条、特化則第27、28条）
- 作業環境測定（安衛法第65条、安衛令第21条、特化則第36条等）
6か月に1回測定、評価、**30年間保存**
- 特殊健康診断（安衛法第66条、安衛令第22条、特化則第39条等）
雇入・作業転換時、6か月に1回健診（配置転換後も同様）、**30年間保存**
- 特別管理物質としての措置（特化則第38条の3、同38条の4等）
作業記録の作成、記録の30年間の保存、有害性等の掲示、記録の報告

【施行日】 平成27年11月1日

【経過措置】

- 設備等の計画の届出については、平成28年1月31日までに設置、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合は適用しない。
 - 作業環境測定・発散抑制措置・出入口（※）・警報設備等（※）・床は施行後1年間猶予
 - 作業主任者は施行後2年間猶予
- ※はナフタレンのみの規制

ナフタレンの規制

ナフタレンに係るラベルとSDS（パンフp3）

1 容器・包装への表示（ラベル）

ナフタレン、これを重量の**1%以上**含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要（平成27年11月1日から適用）。

〔表示事項〕

①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵または取扱い上の注意、⑤氏名（法人にあってはその名称）、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章

※主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

※平成27年11月1日時点で既に存在する物については、平成28年4月30日までは適用除外（政令附則）

※平成28年5月31日以前に譲渡し、又は提供する場合は、改正労働安全衛生法（平成26年法律第82号）施行前の規定に基づく上の①～⑧の表示事項が必要。

2 文書の交付等（SDS）

ナフタレン、これを重量の**0.1%以上**含有する製剤その他の物を提供する場合は、安全データシート（SDS）の交付などにより次の事項の通知が必要。

〔通知事項〕

①名称、②成分及びその含有量、③物理的および化学的性質、④人体に及ぼす作用、⑤貯蔵または取扱い上の注意、⑥流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置、⑦氏名（法人にあってはその名称）、住所、電話番号、⑧危険性または有害性の要約、⑨安定性および反応性、⑩適用される法令、⑪その他参考となる事項

※主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率（ナフタレン） （パンフp3）

- ナフタレンと、これを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「ナフタレン等」という）が対象。
- ナフタレン等を製造し、または取り扱う作業（以下「ナフタレン製造・取扱作業」という）が規制の対象。

ナフタレンに係る特化則適用除外業務

リスク評価の結果、以下の1から3までの作業については、ナフタレン等の労働者へのばく露の程度が低く、労働者の健康障害のおそれが低いと判断されたため、作業主任者の選任等の規定及び特化則の規定の適用を除外したこと。ただし、以下の1から3までのナフタレン等にナフタレン以外の特定化学物質が含まれている場合には、当該特定化学物質に着目した規制が必要であることから、作業主任者の選任等の規定及び特化則の規定の適用除外とはならないこと。

〔適用除外業務〕

- 1 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備（密閉式の構造のものに限る。2において同じ。）からの試料の採取の業務
- 2 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）
- 3 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務（1及び2に掲げる業務を除く。）

※ 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務の「常温」とは、概ね、日本工業規格（JISZ8703 試験場所の標準状態）における常温の上限（35℃）を超えない程度の温度域をいうこと。この温度を超える場合は、作業方法によってはばく露の可能性を否定できないため、今回の政省令改正による措置が必要。

※ **〔容器・包装への表示〕**については、当該物であっても適用除外とならないものがあります。

ナフタレン等の製造、取扱いに係る発散抑制措置（パンフp4）

ナフタレン製造・取扱作業について、ナフタレンなどから発散するガス、蒸気に労働者がさらされること（ばく露）を防止するため、次の措置をとることが必要。

1. 対象物の製造工程（特化則第4条）

- ① 製造設備を密閉式の構造とすること
- ② 製造する対象物を労働者に取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によること
- ③ 計量作業、容器に入れる作業、袋詰め作業で、①及び②の措置が著しく困難であるときは、対象物が作業中の労働者の身体に直接接触しない方法により行い、かつ、当該作業場所に囲い式フードの局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること

2. 製造工程以外を対象物のガス、蒸気が発散する屋内作業場（特化則第5条）

- ① 発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること
- ② ①の措置が著しく困難なとき、または臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設ける等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じること

3. 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

- ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること（特化則第7,8条）
（局所排気装置の抑制濃度は、ナフタレン10ppm）
- ② 定期自主検査、点検を行うこと（特化則第29,30,32,33,34の2,35条）
- ③ 設置計画の届出（安衛則第85,86条及び別表第7）
（設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要）

4. 除じん装置の設置（特化則第9条）

対象物の粉じんを含有する気体を排出する、製造設備の排気筒、屋内作業場の局所排気装置、プッシュプル型換気装置には、粉じんの粒径に応じた除じん装置を設けること

- ※ 3の③以外は、**平成28年11月1日から義務化**。ただし、平成27年11月1日～平成28年10月31日に製造・取扱設備を新設する場合は、新設する時点から。3-③の届出は、発散抑制設備を**平成28年1月31日**までに設置・移転¹⁴・変更しようとする場合は不要（省令附則）。

ナフタレン等の製造、取扱いに係る作業主任者（パンフp5）

ナフタレン製造・取扱作業では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要（試験研究のため取り扱う作業を除く。）。

- ◆ 「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任（特化則第27条）
- ◆ 作業主任者の職務（特化則第28条）
 - ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
 - ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検すること。
 - ③ 保護具の使用状況を監視すること。

※ 平成29年11月1日より適用（政令附則）。

ナフタレン等の製造、取扱いに係る漏えい防止のための措置等（特定化学設備）（パンフp5）

ナフタレンなどの製造・取扱い設備で移動式以外のもの（特定化学設備）からの漏えい事故などによる労働者の健康障害を予防するため、次の措置をとることが必要。

1 漏えいの防止措置等

- ① 腐食防止措置（特化則第13条） ② 接合部の漏えい防止措置（特化則第14条）
- ③ バルブ等の開閉方向の表示等（特化則第15条） ④ バルブ等の材質等（特化則第16条）
- ⑤ 送給原材料等の表示（特化則第17条） ⑥ 作業規程（特化則第20条）
- ⑦ 適切な容器の使用、保管等（特化則第25条第1項から第4項まで）

2 漏えい時など異常時・緊急時のための措置等

- ① 2以上の出入口（特化則第18条） ② 計測装置の設置（特化則第18条の2）
- ③ 警報設備等（特化則第19条） ④ 緊急遮断装置の設置等（特化則第19条の2）
- ⑤ 予備動力源等（特化則第19条の3） ⑥ 不浸透性の床（特化則第21条）
- ⑦ 漏えい時の退避等（特化則第23条） ⑧ 救護組織、訓練等（特化則第26条）

3 点検、労働基準監督署への届出等

- ① 特定化学設備の定期自主検査及び点検（特化則第31条及び第34条）
- ② 特定化学設備の設置等の計画の届出（安衛則第85、86条及び別表第7）
（設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要）。

※ 1-⑦、2-⑦⑧、3-②以外は**平成28年11月1日**より措置が必要。ただし、**平成27年11月1日～平成28年10月31日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から**。1-⑦、2-⑦⑧は平成27年11月1日より。3-②は、特定化学設備を平成28年1月31日までに設置・移転・変更しようとするときは不要（省令附則）。

ナフタレンに係る特別管理物質としての措置（パンフp6）

特別管理物質であるナフタレンを製造又は取り扱う場合には、発がん性に関する掲示、作業記録の作成、記録の30年間保存が必要。▶平成27年11月1日から義務化

1 発がん性に関する掲示

- ・ 名称
- ・ 人体に及ぼす影響
- ・ 取扱い上の注意事項
- ・ 使用すべき保護具

2 作業の記録

- ・ 労働者の氏名
- ・ 従事した作業の概要と従事期間
- ・ 特別管理物質により著しく汚染されたとき、その概要と事業者が講じた応急措置

3 記録の30年間保存

- ・ 特定化学物質健康診断個人票
- ・ 作業環境測定記録
- ・ 作業環境測定の評価記録
- ・ 作業記録

発がん性という遅発性の影響を踏まえ、発がん性に関する有害性の周知や作業記録の作成と30年間の保存が必要

特別管理物質：人体に対する発がん性が疫学調査の結果明らかとなった物、動物実験の結果発がんの認められたことが学会等で報告された物等人体に遅発性効果の健康障害を与える、又は治ゆが著しく困難であるという有害性に着目し、特別の管理を必要とするもの（昭和50.10.1基発第573号）

ナフタレン等の製造、取扱いに係る作業環境測定（パンフp6）

ナフタレン等の製造、取扱いを行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要

◆ 6カ月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士（国家資格）による作業環境測定を実施

※臨時で行われる作業については、作業環境測定の実施を要しないこと。

ただし、当該作業期間が継続して省令で定められている測定間隔を上回る場合にあっては、作業環境測定の実施を要すること。

◆ 結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じた適切な改善が必要

◆ 測定の記録、評価の記録を保存

管理濃度	試料採取方法	分析方法
10ppm	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

※ 平成28年11月1日より適用（政令附則）。

ナフタレン等の製造、取扱いに係る特殊健康診断（パンフp7）

ナフタレン製造・取扱作業に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要（平成27年11月1日より適用）

- 対象物の製造・取扱い業務（ナフタレン製造・取扱作業に限る）に常時従事する労働者【業務従事労働者】に対し、雇入れまたはこの業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について健康診断を実施
- 過去にナフタレン製造・取扱作業に常時従事させたことがあり、配置転換して現在も雇用している労働者【配置転換後労働者】についても同様に健康診断を実施
- 対象物が漏えいし、労働者が汚染された時又は労働者が対象物を吸入した時は医師による診察または処置を受けさせる。
- 健康診断の結果（個人票）は、30年間の保存が必要
- 健康診断の結果を労働者に通知
- 特定化学物質健康診断結果報告書（様式第3号）を労働基準監督署長に提出

■ ナフタレンの健診項目（※は、業務従事労働者の健診のみで実施する項目）

一次健診

①業務の経歴の調査（※） ②作業条件の簡易な調査（※）

③他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

④他覚症状又は自覚症状の有無の検査

③、④の具体的内容：眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、
咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等

（☆急性の疾患に関する症状（下線部）については、業務従事者健診のみ）

⑤皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（※）

⑥尿中の潜血検査（※）

二次健診（一次健診の結果、医師が必要と認める場合に実施）

①作業条件の調査（※）

②医師が必要と認める場合に行う項目

- ・尿中のヘモグロビンの有無の検査（※）
- ・尿中の1-ナフトール及び2-ナフトールの量の測定（※）
- ・視力検査等の眼科検査
- ・赤血球数等の赤血球系の血液検査（※）
- ・血清間接ビリルビンの検査（※）

リフラクトリーセラミックファイバーの規制

リフラクトリーセラミックファイバーに係るラベルとSDS（パンフp8）

1 容器・包装への表示（ラベル）

リフラクトリーセラミックファイバー、これを重量の**1%以上**含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要（平成27年11月1日から適用）。

〔表示事項〕①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵または取扱い上の注意、⑤氏名（法人にあってはその名称）、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章

※主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

※平成27年11月1日時点で既に存在する物については、平成28年4月30日までは適用除外（政令附則）

※平成28年5月31日以前に譲渡し、又は提供する場合は、改正労働安全衛生法（平成26年法律第82号）施行前の規定に基づく上の①～⑧の表示事項が必要。

2 文書の交付等（SDS）

リフラクトリーセラミックファイバー、これを重量の**0.1%以上**含有する製剤その他の物を提供する場合は、安全データシート（SDS）の交付などにより次の事項の通知が必要（これまでは「人造鉱物繊維」として、重量の**1%以上**含有する製剤その他の物が対象。）

〔通知事項〕①名称、②成分及びその含有量、③物理的および化学的性質、④人体に及ぼす作用、⑤貯蔵または取扱い上の注意、⑥流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置、⑦氏名（法人にあってはその名称）、住所、電話番号、⑧危険性または有害性の要約、⑨安定性および反応性、⑩適用される法令、⑪その他参考となる事項

※主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率（リフラクトリーセラミックファイバー）（パンフp8）

- リフラクトリーセラミックファイバー（※）と、これを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「リフラクトリーセラミックファイバー等」という）が対象。
- リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、または取り扱う作業（以下「リフラクトリーセラミックファイバー製造・取扱作業」という）が規制の対象。

※リフラクトリーセラミックファイバー：国際がん研究機関（IARC）で発がん性分類が2Bとなった、シリカとアルミナを主成分とした非晶質の人造鉱物繊維（アルミナファイバー、アルカリアースシリケートウール（AES繊維）は含まない）

リフラクトリーセラミックファイバーに係る特化則適用除外業務

リスク評価の結果、以下の作業については、リフラクトリーセラミックファイバー等の労働者へのばく露の程度が低く、労働者の健康障害のおそれが低いと判断されたため、作業主任者の選任等の規定及び特化則の規定の適用を除外したこと。ただし、以下のリフラクトリーセラミックファイバー等にリフラクトリーセラミックファイバー以外の特定化学物質が含まれている場合には、当該特定化学物質に着目した規制が必要であることから、作業主任者の選任等の規定及び特化則の規定の適用除外とはならないこと。

〔適用除外業務〕

リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダー（リフラクトリーセラミックファイバーの発じん防止に用いられる接合剤等）により固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）

※【容器・包装への表示】については、当該物であっても適用除外とならないものがあります。

リフラクトリーセラミックファイバー等の製造、取扱いに係る 発散抑制措置（パンフp9）

リフラクトリーセラミックファイバー製造・取扱作業について、リフラクトリーセラミックファイバー等から発散する粉じんが労働者がさらされること（ばく露）を防止するため、次の措置をとることが必要。

1. 対象物の粉じんが発散する屋内作業場（特化則第5条）

- ① 発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること
- ② ①の措置が著しく困難なとき、または臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設ける等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じること

2. 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

- ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること（特化則第7,8条）
（局所排気装置の抑制濃度は、リフラクトリーセラミックファイバー 5 μ m以上の繊維として0.3本/cm³）
- ② 定期自主検査、点検を行うこと（特化則第29,30,32,33,34の2,35条）
- ③ 設置計画の届出（安衛則第85,86条及び別表第7）
（設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要）

3. 除じん装置の設置（特化則第9条）

対象物の粉じんを含有する気体を排出する、製造設備の排気筒、屋内作業場の局所排気装置、プッシュプル型換気装置には、粉じんの粒径に応じた除じん装置を設けること

※ 2の③以外は、**平成28年11月1日から義務化**。ただし、平成27年11月1日～平成28年10月31日に製造・取扱い設備を新設する場合は、新設する時点から。2-③の届出は、発散抑制設備を**平成28年1月31日**までに設置・移転・変更しようとする場合は不要（省令附則）。

リフラクトリーセラミックファイバー等の 製造、取扱いに係る作業主任者（パンフp10）

リフラクトリーセラミックファイバー製造・取扱作業では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要（試験研究のため取り扱う作業を除く。）。

- ◆ 「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任（特化則第27条）
- ◆ 作業主任者の職務（特化則第28条）
 - ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
 - ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検すること。
 - ③ 保護具の使用状況を監視すること。

※ 平成29年11月1日より適用（政令附則）

リフラクトリーセラミックファイバーに係る特殊な作業等の管理で使用する呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣（パンフp10）

次の①～③の作業を行う際に、次の呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣の使用が必要。

- ① リフラクトリーセラミックファイバー等を窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる作業
- ② リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の補修の作業（①及び③を除く。）
- ③ リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の解体、破碎等の作業（リフラクトリーセラミックファイバー等の除去の作業を含む。）

- 100以上の防護係数が確保できる呼吸用保護具であること。例えば以下のものが含まれる。
 - 粒子捕集効率が99.97%以上の全面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具
 - 粒子捕集効率が99.97%以上の半面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、漏れ率が1%以下（電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成26年厚生労働省告示第455号）で定める漏れ率による等級がS級又はA級）であって、労働者ごとに防護係数が100以上であることが確認されたもの（日本工業規格T8150の方法による。）
- 「作業衣」は粉じんの付着しにくいものとする。こと。「保護衣」は、日本工業規格T8115に定める規格に適合する浮遊固体粉じん防護用密閉服が含まれること。支持金物等に接触し作業衣等が破れるおそれがある場合には、支持金物等に保護キャップやテープを巻くなどの対策を行うこと。

リフラクトリーセラミックファイバーに係る 特殊な作業等の管理（パンフp11）

（作業の種類）

- ① リフラクトリーセラミックファイバー等を窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる作業
- ② リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の補修の作業（①及び③を除く。）
- ③ リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の解体、破砕等の作業（リフラクトリーセラミックファイバー等の除去の作業を含む。）
- ④ ①～③以外の製造、取扱いの作業

(条文) 第38条 の20	規制内容	作業の種類			
		①	②	③	④
第1項	作業場の床等は、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとする。	○	○	○	○
	粉じんの飛散しない方法で毎日1回以上掃除する。	○	○	○	○
第3項 第1号	作業場所をそれ以外の作業場所から隔離する。 （隔離することが著しく困難である場合）				
	① 別の作業場所において作業に従事する労働者に適切な呼吸用保護具等を着用。 ② 湿潤化措置	○	○	○	—
第3項 第2号	労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させる。	○	○	○	—
		(防護係数100以上)			
第4項 第1号	リフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置	—	—	○	—
第4項 第2号	作業場所にリフラクトリーセラミックファイバー等の切りくず等を入れるための蓋のある容器の配備	—	—	○	—

リフラクトリーセラミックファイバーに係る特別管理物質としての措置（パンフp11）

特別管理物質であるリフラクトリーセラミックファイバーを製造又は取り扱う場合には、発がん性に関する掲示、作業記録の作成、記録の30年間保存が必要。

1 発がん性に関する掲示

▶平成27年11月1日から義務化

- ・ 名称
- ・ 人体に及ぼす影響
- ・ 取扱い上の注意事項
- ・ 使用すべき保護具

2 作業の記録

- ・ 労働者の氏名
- ・ 従事した作業の概要と従事期間
- ・ 特別管理物質により著しく汚染されたとき、その概要と事業者が講じた応急措置

3 記録の30年間保存

- ・ 特定化学物質健康診断個人票
- ・ 作業環境測定記録
- ・ 作業環境測定の評価記録
- ・ 作業記録

発がん性という遅発性の影響を踏まえ、発がん性に関する有害性の周知や作業記録の作成と30年間の保存が必要

リフラクトリーセラミックファイバー等の製造、取扱いに係る 作業環境測定（パンフp12）

リフラクトリーセラミックファイバー等の製造、取扱いを行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要

- ◆ 6カ月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士（国家資格）による作業環境測定を実施

※臨時で行われる作業については、作業環境測定の実施を要しないこと。

ただし、当該作業期間が継続して省令で定められている測定間隔（特定化学物質では6月）を上回る場合にあっては、作業環境測定の実施を要すること。

- ◆ 結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じた適切な改善が必要
- ◆ 測定の記録、評価の記録を保存

管理濃度	試料採取方法	分析方法
0.3本/cm ³ (5μm以上の繊維として)	ろ過捕集方法	位相差顕微鏡を用いた計数方法※

※ 分散染色法など同等以上の性能を有する分析方法により分析することもできます。

※※ 平成28年11月1日より適用（政令附則）

リフラクトリーセラミックファイバー等の製造、取扱いに係る 特殊健康診断（パンフp12）

リフラクトリーセラミックファイバー製造・取扱作業に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要（平成27年11月1日より適用）

- 対象物の製造・取扱い業務（リフラクトリーセラミックファイバー製造・取扱作業に限る）に常時従事する労働者【業務従事労働者】に対し、雇入れまたはこの業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について健康診断を実施
- 過去にリフラクトリーセラミックファイバー製造・取扱作業に常時従事させたことがあり、配置転換して現在も雇用している労働者【配置転換後労働者】についても同様に健康診断を実施
- 対象物が漏えいし、労働者が汚染された時又は労働者が対象物を吸入した時は医師による診察または処置を受けさせる。
- 健康診断の結果（個人票）は、30年間の保存が必要
- 健康診断の結果を労働者に通知 ・ 特定化学物質健康診断結果報告書（様式第3号）を労働基準監督署長に提出

■ リフラクトリーセラミックファイバーの健診項目（※は、業務従事労働者の健診のみで実施する項目）

一次健診

- ①業務の経歴の調査（※） ②作業条件の簡易な調査（※）
- ③喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査
- ④他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ⑤他覚症状又は自覚症状の有無の検査
④、⑤の具体的内容：
せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、
眼の痛み、皮膚の刺激等
（☆急性の疾患に関する症状（下線部）については、
業務従事者健診のみ）
- ⑥皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（※）
- ⑦胸部のエックス線直接撮影による検査

二次健診（一次健診の結果、医師が必要と認める場合に実施）

- ①作業条件の調査（※）
- ②医師が必要と認める場合に行う項目
 - ・ 特殊なエックス線撮影による検査
 - ・ 肺機能検査
 - ・ 血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の測定又は血清サーファクタントプロテインD（血清SP-D）の検査等の血液生化学検査
 - ・ 喀痰の細胞診
 - ・ 気管支鏡検査

★一次健診の⑦については、じん肺健康診断と同時期に実施する場合には、エックス線写真の共用が可能

作業記録の例（パンフp13）

事業場ごとに作業者別で作成したもの

作業記録（作業者別）

〇〇工業株式会社〇〇工場 労働者の氏名 〇〇 〇〇
平成 年 月 日～平成 年 月 日分

作業年月日	従事した作業の概要	特別管理物質により著しく汚染される事態の有無	著しく汚染される事態がある場合、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
〇月〇日	作業内容：炉の解体作業 作業時間：1日当たり〇時間 取扱温度：25℃ 断熱材の取扱量：1日当たり〇キログラム 断熱材の成分：リフラクトリーセラミックファイバー〇%含有 換気状況：局所排気装置（炉周辺を区画） 保護具：保護眼鏡、ゴム手袋、半面形電動ファン付き防じんマスク（粒子捕集効率99.97%、漏れ率0.1%、防護係数〇）、保護衣	有り 〇月〇日 午前〇時〇分頃	電動ファン付き防じんマスクの電池が切れたため、防じんマスクを外したまま1時間作業に従事し、粉じんを吸入。うがいの後、医師への受診
〇月〇日	同上	無し	－
〇月〇日	同上	無し	－
〇月〇日	作業内容：炉の断熱材の補修・張り替え作業 作業時間：1日当たり〇時間 取扱温度：25℃ 断熱材の取扱量：1日当たり〇キログラム 断熱材の成分：リフラクトリーセラミックファイバー〇%含有 換気状況：局所排気装置（炉周辺を区画） 保護具：保護眼鏡、ゴム手袋、半面形電動ファン付き防じんマスク（粒子捕集効率99.97%、漏れ率0.1%）、保護衣	無し	－

作業場における排気量（換気量）、時間当たりの化学物質の消費量がわかれば当時の作業者のばく露の推定が可能。

粉じん障害防止規則との関連（整理表）（パンフp15）

			別表第1（粉じん作業）				
			リフラクトリーセラミックファイバー製造・取扱作業に関連するもの ○6号、8号、19号 など				
粉じん則 条文	規制内容		別表第2 （特定粉じん発生源、 特定粉じん作業） リフラクトリーセラミック ファイバー製造・取扱 作業に関連するもの ○5号、6号、8号 など	特定粉じん作業以外の粉じん作業			
				別表第3 （呼吸用保護具を使用すべき作業） リフラクトリーセラミック ファイバー製造・取扱作業に 関連するもの ○4号、5号、7号、14号 など		それ以外の作業	
				屋内	屋外	屋内	屋外
4	い ず れ か の 措 置	湿潤な状態に保つための措置	△／（特）	（特）		（特）	
		密閉する設備	△／特	特		特	
		局所排気装置	○／特	特		特	
		プッシュプル型換気装置	△／特	特		特	
5	全体換気装置			○／（特5）		○／（特5）	
10	除じん装置		△／特	特		特	
22	特別の教育		○				
23	休憩設備		○／特	○／特	○／特	○／特	○／特
24	清掃		○／特	○／特	特	○／特	特
26 26の2	作業環境測定および評価		○／特	特		特	
27	呼吸用保護具の使用		特（※）	○／特（※※）	○／特（※※）	特（※）	特（※）
【安衛則】	計画の届出		△／特	特		特	
【特化則】	健康診断		特	特	特	特	特
【じん肺法】	健康管理（じん肺健康診断等）		○	○	○	○	○

- 【注】
- は適用あり、△は一部の作業・設備について適用あり
 - 「特」は、特化則の適用を受ける場合あり
 - 「（特5）」は、特化則第5条第1項ただし書を適用して同条第2項の対応を行う場合に限り適用あり
 - 「（特）」は、一部の作業（特化則第38条の20第2項各号の作業）について適用あり
 - （※）は、呼吸用保護具の備え付けの義務
 - （※※）は、呼吸用保護具の備え付けの義務及び一部の作業について使用の義務

経過措置（政令）

附 則

（施行期日）

第1条 この政令は、平成27年11月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）**第6条第18号【特化物作業主任者対象作業】**に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第6条第18号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成29年10月31日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

第3条 次に掲げる物であって、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成28年4月30日までの間は、労働安全衛生法**第57条第1項【表示】**の規定は、適用しない。

一 新令**第18条第23号の2【ナフタレン】**及び**第37号の2【リフラクトリーセラミックファイバー】**に掲げる物

二 新令**第18条第39号**に掲げる物で、前号に掲げる物を含むもの**【ナフタレン含有物及びリフラクトリーセラミックファイバー含有物】**

第4条 事業者は、新令第21条第7号**【特化物の作業環境測定対象作業場】**に掲げる作業場（旧令第21条第7号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成28年10月31日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

2条関係 特化物の**作業主任者**は平成29年10月31日【施行後2年間】までの間は選任を要しない。

3条関係 **容器等への表示**はナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバー及びそれらの含有物については平成28年4月30日【施行後半年間】までは適用しない。

4条関係 特化物の**作業環境測定**は平成28年10月31日【施行後1年間】までの間は測定を要しない。

経過措置（省令 1）

附 則

（施行期日）

第1条 この省令は、平成27年11月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令附則第10条第3項の規定は、平成26年11月1日から適用する。

（計画の届出に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の労働安全衛生規則（以下「新安衛則」という。）**第86条第1項【計画の届出】**及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条第1項の規定は、**平成28年2月1日前に**新安衛則**別表第7の16の項【特定第2類物質等の製造設備、特定化学設備】から18の項【特定第2類又は管理第2類の局所排気装置等】**の上欄に掲げる機械等であって、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下この条において「新令」という。）別表第3第2号23の2若しくは第2条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。）**別表第1第23号の2**に掲げる物（以下「ナフタレン等」という。）に係るもの又は新安衛則別表第7の18の項の上欄に掲げる機械等であって、新令別表第3第2号34の2若しくは新特化則**別表第1第34号の2**に掲げる物（以下「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。）に係るものを**設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。**

法88条第1項の**計画届**（ナフタレンの製造設備・特定化学設備・局排等、リフラクトリーセラミックファイバーの局排等）の提出は平成28年2月1日前【施行後3ヶ月間】に設置・移転・変更する場合には適用しない。

経過措置（省令2）

第3条 この省令の施行の際現に存する第2条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則様式第3号による報告書の用紙は、当分の間、必要な改訂をした上、使用することができる。

（第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置）

第4条 ナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際**現に存するもの**については、平成28年10月31日までの間は、**新特化則第4条及び第5条**の規定は、適用しない。

第5条 リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際**現に存するもの**については、平成28年10月31日までの間は、**新特化則第5条**の規定は、適用しない。

- ・ 健診報告書様式の使用についての経過措置
- ・ ナフタレン等及びリフラクトリーセラミックファイバー等について施行の際に現に存在する製造・取扱設備については、平成28年10月31日【施行後1年間】までの間は**発散抑制措置**（特化則第5条）は適用しない。（平成27年11月1日以降に新設するものについては、新設する時点から適用）

経過措置（省令3）

（特定化学設備に関する経過措置）

第6条 ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備であって、この省令の施行の際現に存するものについては、平成28年10月31日までの間は、**新特化則第13条から第17条まで、第18条の2、第19条第2項及び第3項、第19条の2から第20条まで、第31条並びに第34条**の規定は、適用しない。

（出入口に関する経過措置）

第7条 ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物であって、この省令の施行の際現に存するものについては、平成28年10月31日までの間は、**新特化則第18条**の規定は適用しない。

（警報設備等に関する経過措置）

第8条 ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する作業場又は当該作業場以外の作業場でナフタレン等を合計100リットル以上取り扱うものであって、この省令の施行の際現に存するものについては、平成28年10月31日までの間は、**新特化則第19条第1項及び第4項**の規定は適用しない。

（床等に関する経過措置）

第9条 ナフタレン等を製造し、若しくは取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、若しくは取り扱う事業場で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成28年10月31日までの間は、**新特化則第21条**の規定は適用しない。

・ ナフタレンの漏洩防止のための措置等（主に設備面の措置、作業規程、定期自主検査・点検）は、施行の際現に存する製造・取り扱う特定化学設備については施行後1年間は適用しない。（平成27年11月1日以降に新設するものについては、新設する時点から適用）

経過措置（省令4）

（罰則に関する経過措置）

第10条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令の一部改正）

第11条 労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第115号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち労働安全衛生規則別表第2の改正規定中「人造鉱物繊維」の下に「（リフラクトリーセラミックファイバーを除く。）」を加え、

「

ヨードホルム	1パーセント未満	1パーセント未満
--------	----------	----------

」を

「

ヨードホルム	1パーセント未満	1パーセント未満
リフラクトリーセラミックファイバー	1パーセント未満	0.1パーセント未満

に改める。」

リフラクトリーセラミックファイバーはこれまで人造鉱物繊維としてSDSの対象であったが、今般の改正においてリフラクトリーセラミックファイバーの通知対象物としての裾切値が0.1%に引き下げられたことを踏まえて、「リフラクトリーセラミックファイバー」を「人造鉱物繊維」の欄から除き、別途規定したこと。

まとめ（特定化学物質の分類と措置内容）

第1類物質	PCB ジクロロベンジジン、ベリリウム 等	➤製造許可 ➤密閉式、局排設置他	○作業主任者	○作業環境測定	○特殊健診（ホルムアルデヒド、エチレンオキシド除く）
第2類物質	特定第2類物質 ナフタレン等 管理第2類物質 リフラクトリーセラミックファイバー等 オーラミン等 特別有機溶剤	青色枠；特別管理物質 掲示・作業記録 測定記録の30年保存 ➤密閉式、局排装置、全体換気 ➤床・立入禁止他			
第3類物質	アンモニア、一酸化炭素、塩化水素 硫酸、フェノール 等	大量漏えい防止（特定化学設備）		不要	不要

おわりに

○ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバーの製造・取り扱いに当たっては、今回の法令改正に基づく措置が必要です。

- ・法令に基づく必要な措置を講ずれば製造・取扱いは可能です。(製造・取り扱いが禁止されているわけではありません)

- ・代替物質への切り替えを検討する場合は、当該物質について、十分なリスクアセスメントを行う必要があります。

(参考)厚生労働省ホームページ掲載情報

○ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバーに係る法令改正の概要

(政省令新旧対照表、政省令改正施行通達、パンフレット、関連するリスク評価報告書、措置検討会報告書等を掲載)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121.html>

○その他参考資料

・労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/s0115-4.html>

・リスク評価の手法

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11201000-Roudoukijunkyoku-Soumuka/0000093676.pdf>

・これまでのリスク評価対象化学物質とその結果

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11201000-Roudoukijunkyoku-Soumuka/0000093675.pdf>



ご清聴有り難うございました。